

大分県「週休2日試行工事」実施要領（案）

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

そのため、大分県では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施します。

2 対象工事

対象工事は大分県土木建築部が発注する、平成29年7月1日以降に起案する工事。ただし、以下の工事は除く。

- ①竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③営繕工事
- ④その他発注者が指定する工事

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。

3 週休2日の定義

本試行における「週休2日」とは、一週間のうち、2日間の曜日を定めた休日を確認し、休日には以下の作業を除き、現場での作業（現場事務所での作業含む）は一切行わないことをいう。

- ①臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ②資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ③その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

4 実施内容

（1）受注者による意思表示

受注者は、契約後速やかに「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告した上で協議を行い、実施の有無を決定する。

ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は認めないこととする。

（2）計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、上記「3 週休2日の定義」を反映させることとする。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表等により週休2日の実施状況を取りまとめ、大分県公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

(5) 変更協議

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日（作業発生日の前後6日以内）を監督員へ報告の上、承諾を受けること。なお、天候不良については、不測の事態等とは認めない。

また、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(6) 監督員の対応

監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう指導する。

監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施状況資料により休日の取得状況を確認する。

5 間接工事費・工事成績の取り扱い

(1) 間接工事費の取り扱い

上記「4 実施内容」に基づく計画が完全に達成できた場合は、間接工事費率に以下の補正係数を精算時に乗じて増額する。

共通仮設費 1.02

現場管理費 1.04

(2) 工事成績評定の取り扱い

上記「4 実施内容」に基づく計画が完全に達成できた場合は、工事成績評定において評価する。

なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

6 その他

(1) アンケートの実施

受注者は、監督員から配布されるアンケートを記入し、完成検査までに監督員に提出する。

附則

本要領は平成29年7月1日より適用する。

